

参 考

施策指標の解説

歩道・自転車道等の整備済延長（4-7 頁）

歩道・自転車道等の整備により歩行者や自転車利用者が快適かつ安心して移動できるようになることから、施策「良好な徒歩・自転車環境をつくる」の進行状況を評価する指標とします。

幹線市道を除いた市道における歩道・自転車道等の整備済延長について、平成 16 年度までの 235.7km に対して平成 22 年度までに 246km の整備を目指します。

ICカード導入（4-8 頁）

路面電車等の運賃収受に IC カードを導入することにより利用者の利便性と運行車両の定時性が高まることから、施策「公共交通のサービスを改善する」の進行状況を評価する指標とします。

ICカードを5年以内に導入することを目指します。

バリアフリー基準に適合したバス車両の割合、バリアフリー化された停留場数（4-9、-10 頁）

低床式バス車両の導入、路面電車停留場の段差解消及び拡幅等により高齢者や身体障害者などの利便性が高まることから、施策「公共交通のバリアフリー化を進める」の進行状況を評価する指標とします。

豊橋鉄道の低床式バス車両の割合について、平成 16 年度実績の 30%に対して平成 22 年度に 61%へ、バリアフリー化された路面電車停留場について、平成 16 年度実績の 2 か所に対して平成 22 年度に 7 か所へ増加させることを目指します。

交通島が設置された停留場数（4-11 頁）

交通島の無い停留場に交通島を設置することにより路面電車の利用者の安全性が高まることから、施策「交通安全に向けた施設の整備を進める」の進行状況を評価する指標とします。

交通島の設置について、平成 16 年度実績の 12 か所に対して平成 22 年度に 13 か所へ増加させることを目指します。

市民一人当たりの各種交通安全活動参加回数（4-12 頁）

交通安全活動に参加することにより交通安全に対する市民の意識が向上することから、施策「交通安全に対する市民の意識を高める」の進行状況を評価

する指標とします。

幼児から高齢者までの市民一人当たりの各種交通安全活動参加回数について、平成 16 年度実績の 0.74 回に対して平成 22 年度に 0.77 回へ増加させることを目指します。

緊急輸送道路の追加整備延長（4-14 頁）

緊急輸送道路の整備により地震などによる被災後の緊急輸送を円滑かつ確実にする効果が見込まれることから、施策「地震防災対策を進める」の進行状況を評価する指標とします。

平成 22 年度までに緊急輸送道路の中で未整備となっている 8.05km の区間の整備を目指します。

地域が主体となった公共交通確保のための協議・調整（4-15 頁）

公共交通空白地域の住民などと協議・調整をすることにより地域の公共交通確保に向けた機運が高まることから、施策「生活を支える交通を確保する」の進行状況を評価する指標とします。

地域が主体となった公共交通確保のための協議・調整を5年以内に実施することを目指します。

生活道路の整備済延長（4-16 頁）

徒歩や自転車のための利用空間の確保に向けて、生活道路を整備することにより、徒歩や自転車の利用が促進されることから、施策「快適な生活道路にする」の進行状況を評価する指標とします。

平成 13 年度からの市道の舗装新設・改良と路面排水の整備済み延長の合計値について、平成 16 年度実績の 240.1km に対して平成 22 年度までに 540km とすることを目指します。

新型路面電車導入数（4-17 頁）

新型路面電車を導入することにより公共交通の利用が促進されるとともに中心市街地の活性化が期待されることから、施策「活性化に寄与する交通システムを整備・活用する」の進行状況を評価する指標とします。

5年以内に新型路面電車を1両導入することを目指します。

街路樹本数（4-19 頁）

街路樹を充実させることにより市民生活に潤いや安らぎをもたらす効果が見込まれることから、施策「道路空間の緑化を進める」の進行状況を評価する

指標とします。

街路樹本数について、平成 16 年度実績の 24,997 本に対して平成 22 年度までに 25,135 本へ増加させることを目指します。

幹線道路供用開始済延長（4-21 頁）

幹線道路を整備することにより道路交通の円滑化が図られることから、施策「市街地の渋滞を解消する」の進行状況を評価する指標とします。

平成 13 年度からの国道・県道・市道の供用開始済延長について、平成 16 年度までの実績 36.0km に対して平成 22 年度までに 50.5km の整備を目指します。

年間コンテナ取扱量（4-24 頁）

三河港の物流基盤が高度化・整備されることにより地域の活力が高まるとともに物流交通の適正化が進むと考えられることから、施策「三河港の整備を促進する」の進行状況を評価する指標とします。

三河港の年間コンテナ取扱量について、平成 16 年度実績の 28,412TEU に対して平成 22 年度までに 44,000TEU へ増加させることを目指します。

パーク＆ライド駐車場の確保台数、サイクル＆ライド駐輪場の確保数（4-27 頁）

パーク＆ライド駐車場、サイクル＆ライド駐輪場を確保することにより公共交通の利用が促進されることから、施策「公共交通機関・自転車へ利用を転換させる」の進行状況を評価する指標とします。

豊鉄渥美線沿線におけるパーク＆ライド駐車場の確保について、平成 16 年度実績の 435 台に対して平成 22 年度に約 1 割増の 480 台へ増加させることを目指します。また、豊鉄東田本線沿線におけるサイクル＆ライド駐輪場の確保について、平成 16 年度実績の 3 か所に対して平成 22 年度に 4 か所へ増加させることを目指します。

事業者への啓発累計件数（4-28 頁）

大気汚染防止法にかかる事業者へエコカー導入の啓発を行うことによりエコカーの普及・促進が見込まれることから、施策「自動車の低公害化・省エネルギー化を促進する」の進行状況を評価する指標とします。

平成 13 年度からの大気汚染防止法にかかる事業者への啓発累計件数を、平成 16 年度までの実績 286 件に対して平成 22 年度までに 586 件へ増加させることを目指します。

バス路線の幹線化の実施（4-30 頁）

バス路線の幹線化の実施により公共交通の利用が促進されることから、施策「利用しやすい公共交通網をつくる」の進行状況を評価する指標とします。

バス路線の幹線化の 5 年以内の実施を目指します。

時差出勤やフレックスタイム制の奨励実施（4-32 頁）

時差出勤やフレックスタイム制の実施により通勤による交通の渋滞や混雑の緩和が見込まれることから、施策「通勤時の自動車利用の抑制・平準化を進める」の進行状況を評価する指標とします。

時差出勤やフレックスタイム制の奨励を 5 年以内を実施することを目指します。

交通意識の変革促進プログラムの実施（4-33 頁）

交通意識の変革促進プログラムの作成・実施により交通に対する市民の意識改革が期待されることから、施策「市民意識の変革を促進させる」の進行状況を評価する指標とします。

交通意識の変革促進プログラムを 5 年以内に実施することを目指します。

用語解説

〔3-4 頁〕

1. 地震防災対策強化地域

国が「大規模地震対策特別措置法」に基づき、東海地震で著しい被害を受ける恐れがあり、地震防災対策を強化する必要があるとして指定した地域のこと。

2. 東南海・南海地震防災対策推進地域

国が「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、東南海・南海地震で著しい被害を受ける恐れがあり、地震災害を防ぐ必要があるとして指定した地域のこと。

〔3-5 頁〕

3. アメニティ

住むことの快適さや心地よさ、景観等を含め、人々の心をなごませる快適さのこと。

〔3-6 頁〕

4. 高度道路交通システム（ITS = Intelligent Transport Systems）

最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。

5. マルチモーダル

複数の交通機関の連携による交通施策を推進し、利便性を向上することにより、都市全体の交通を円滑にする方法のこと。

6. 交通需要マネジメント（TDM = Transportation Demand Management）

自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市又は地域レベルの交通渋滞を緩和する手法の体系のこと。

〔3-8 頁〕

7. 市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

8. 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域のこと。

〔4-8 頁〕

9. TMO

街づくりを実践する行政、各種団体、企業、住民等の様々な主体が参加し、まちを総合的に経営するという考え方にに基づき、街づくり事業を主体的に推進する組織のこと。Town Management Organization の略。

〔4-26 頁〕

10. パーク&ライド

最寄り駅等まで自動車を使い、駅等に近接した駐車場に駐車（＝パーク）し、鉄道等の公共交通機関に乗り換えて（＝ライド）、目的地まで行く方法のこと。

11. キス&ライド

最寄り駅等まで自動車等で送迎してもらい（＝キス）、鉄道等の公共交通機関に乗り換えて（＝ライド）、目的地まで行く方法のこと。

12. サイクル&ライド

最寄り駅等まで自転車を使い（＝サイクル）、駅等に近接した駐輪場に駐輪し、鉄道等の公共交通機関に乗り換えて（＝ライド）、目的地まで行く方法のこと。

〔4-28 頁〕

13. エコカー

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、LPG 貨物自動車、低排出ガス認定車かつ低燃費車、燃料電池車のこと。

14. 自動車 NOx・PM 法

平成 13 年 6 月成立の自動車 NOx 法の改正法を指す。この法律は、一定の自動車に関して、より窒素酸化物や粒子状物質の排出の少ない車の使用を促すよう「車種規制」という規制が盛り込まれている。この規制によって、大都市圏で（首都圏、大阪・兵庫圏、愛知・三重圏）使用できる車が制限される。

〔4-29 頁〕

15. 公共車両優先システム（PTPS = Public Transportation Priority Systems）

信号の制御などにより、公共交通車両の優先通行を可能にするシステムのこと。

【4-31 頁】**16. ノーカーデー**

日を決めて、不要不急の自動車利用を自粛する呼びかけのこと。

17. カーフリーデー

毎年9月22日に、街の中心部ではマイカーを使う代わりに公共交通機関・徒歩・自転車などによって人々が移動する社会イベントのこと。当日には都市の交通・環境問題に関するシンポジウムや展示会等が行われ、市民が交通や環境について考える一日となっている。このイベントはヨーロッパを中心に普及し、世界全体で1,000以上の都市が参加している。

【4-32 頁】**18. 時差出勤**

出勤時刻をずらすことにより、交通渋滞の緩和を促す方法のこと。朝・夕のラッシュ時に集中している交通量をその前後の時間帯へ分散させ、交通量のピークを低くする効果がある。

19. フレックスタイム制

企業等において所定の労働時間内で出退勤時刻を従業員が自由に選べる制度のこと。出勤交通が一時に集中して混雑や渋滞を引き起こすことを緩和するのに役立つ。

委員会等の開催記録

開催日	会議名称
平成 17 年 6 月 24 日	第 1 回 豊橋市交通環境整備委員会
平成 17 年 7 月 20 日	第 1 回 都市交通マスタープラン策定検討部会
平成 17 年 8 月 25 日	第 2 回 都市交通マスタープラン策定検討部会
平成 17 年 10 月 31 日	第 3 回 都市交通マスタープラン策定検討部会
平成 17 年 12 月 1 日	第 4 回 都市交通マスタープラン策定検討部会
平成 17 年 12 月 22 日	豊橋市交通環境整備委員会 幹事会
平成 18 年 1 月 20 日	第 2 回 豊橋市交通環境整備委員会

委員会等名簿

平成17年度 豊橋市都市交通環境整備委員会構成員

委員

機 関	所 属	氏 名	備 考
豊橋技術科学大学	建設工学系教授	廣 嶋 康 裕	
国土交通省	名古屋国道事務所長	服 部 亮 二	
中部地方整備局	東海幹線道路調査事務所長	長 田 真 一	前任:山口 一美
中部運輸局	企画振興部 企画課長	江 口 大 暁	前任:多田 浩人
愛知県	企画振興部 交通対策課長 建設部 都市計画課長 建設部 都市整備課長 建設部 道路維持課長 建設部 道路建設課長 東三河建設事務所 事業調整監 愛知県警察本部 交通規制課調査官 豊橋警察署 交通課長	水 谷 哲 士 鵜 飼 増 由 稲 垣 茂 男 大 内 博 男 市 川 孝 牧 原 一 茂 登 井 戸 清 花 井 一 成	
民間関係団体	東海旅客鉄道株式会社 豊橋駅長 名古屋鉄道株式会社 経営企画部長 豊橋鉄道株式会社 取締役 豊橋タクシー協会 会長	竹 内 高 志 伊 藤 秀 生 田 中 敏 和 青 木 徳 生	前任:荻野 義明
豊橋市	助役 財務部長 企画部長 文化市民部長 福祉保健部長 環境部長 建設部長 都市計画部長	細 川 泰 廣 安 形 一 廣 石 原 康 次 宇 野 厚 生 近 藤 洋 二 尾 川 克 也 藤 城 長 僖 松 野 政 春	委員長

平成17年度 豊橋市都市交通環境整備委員会幹事会構成員

幹事

機 関	所 属	氏 名	備 考
国土交通省	名古屋国道事務所 工務課長	福本 充	
中部地方整備局	東海幹線道路調査事務所 調査課長	藤井 芳廣	
中部運輸局	愛知運輸支局 総務企画課長	高橋 博幸	
愛知県	企画振興部 交通対策課 課長補佐 建設部 都市計画課 課長補佐 建設部 都市整備課 課長補佐 建設部 道路維持課 課長補佐 建設部 道路建設課 課長補佐 東三河建設事務所 建設第一課長 愛知県警察本部 交通規制課 課長補佐 豊橋警察署 交通課 規制係長	河隅 彰二 堀田 信寿 加藤 千一 渡辺 哲郎 都築 道和 小方 昭義 堤 秀人 野末 公彦	
民間関係団体	東海旅客鉄道株式会社 豊橋駅首席助役 名古屋鉄道株式会社 経営企画部 課長 名古屋鉄道株式会社 東部支配人室 営業課長 豊橋鉄道株式会社 鉄軌道支配人室 運輸営業課長 豊橋鉄道株式会社 自動車支配人室 自動車営業課長 豊橋タクシー協会	鈴木 孝弘 中村 賀英 山田 光雄 戸田 昌裕 富安 隆徳 杉田 堯	
豊橋市	財政課長 企画課長 都心活性課長 安全生活課長 福祉保健課長 環境保全課長 道路維持課長 道路建設課長 都市計画課長	成田 静夫 浅野 鉄也 鈴木 光男 繁原 章悟 小林 道孝 古瀬 達夫 大竹 進 菅沼 秀吉 村松 喜八	幹事長

平成17年度 都市交通マスタープラン策定検討部会構成員

部会

機 関	所 属	氏 名	備 考
豊橋技術科学大学	建設工学系 教授	廣 嶋 康 裕	
国土交通省	名古屋国道事務所 工務課 調査係長	毛 利 勇	
中部地方整備局	東海幹線道路調査事務所 調査課 調査第二係長	横 井 兼 行	
愛知県	東三河建設事務所 建設第一課 課長補佐	池 田 守	
	豊橋警察署 交通課 規制係長	野 末 公 彦	
民間関係団体	豊橋鉄道株式会社 鉄軌道支配人室 運輸営業課長	戸 田 昌 裕	
	豊橋鉄道株式会社 自動車支配人室 自動車営業課長	富 安 隆 徳	
	豊橋タクシー協会	竹 村 浩 一	
豊橋市	財務部 財政課 課長補佐	杉 浦 康 夫	
	企画部 企画課 課長補佐	広 田 哲 明	
	企画部 都心活性課 課長補佐	金 田 好 正	
	文化市民部 安全生活課 課長補佐	西 郷 賢 谷	
	福祉保健部 福祉保健課 課長補佐	井 口 健 二	
	環境部 環境保全課 課長補佐	寺 田 賢 一	
	建設部 道路維持課 課長補佐	彦 坂 道 之 助	
	建設部 道路建設課 課長補佐	吉 田 只 男	
	都市計画部 都市計画課 課長	村 松 喜 八	(事務局)
	都市計画部 都市計画課 課長補佐	牧 野 正 俊	(事務局)
	都市計画部 都市計画課 計画・交通グループ主査	斎 藤 誠 一	(事務局)
	都市計画部 都市計画課 計画・交通グループ	山 口 雅 己	(事務局)
	都市計画部 都市計画課 計画・交通グループ	佐 藤 靖 浩	(事務局)

設立趣意書

豊橋市都市交通環境整備委員会

豊橋市は、愛知県の東南部に位置し、豊橋駅を中心にJR、名鉄、豊鉄が鉄道網を形成し、東名高速道路、国道1号といった国土幹線、さらには重要港湾三河港を有する国土軸の交通の要衝となっている。

さらには、第二東名自動車道、三遠南信自動車道、伊勢湾口道路などの広域幹線道路の計画や構想も推進されつつあり、東三河地域の中心である豊橋市は、国土幹線軸の地方拠点として新たな時代を迎えつつある。

このような背景の中で、公共交通離れと自動車交通への依存の進行を抑え、自動車交通の増加に対応するため、道路整備とともに、既設交通資産を有効に活用する必要が生じてきている。

このため、公共交通の利用促進、効果的な道路整備、交通需要マネジメントの推進をもって、豊橋市の良好な交通環境を確保することを目的として、行政機関、公安委員会、交通事業者による豊橋市都市交通環境整備委員会を設置するものである。

豊橋市都市交通環境整備委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、「豊橋市都市交通環境整備委員会」（以下「委員会」という。）と称する

(目 的)

第2条 委員会は、豊橋市全体の良好な都市交通環境を創造することを目的とする。

(所管事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項の推進のための調査、調整、検討、協議をおこなう。

- (1) 総合的な交通体系に関する施策
- (2) 交通需要マネジメントに関する施策
- (3) 歩行環境、自転車走行環境の向上に関する施策
- (4) その他都市交通環境に関する施策

(組 織)

第4条 委員会は豊橋市の都市交通環境整備に関連する学識経験者、行政機関、公安委員会、交通事業者をもって組織する。

- 2 委員長および委員は別表第1に掲げるものをもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 4 委員長は委員会を総理する。

(幹事会・検討部会)

第5条 委員長は、委員会の下に幹事会を設置する。

2 幹事長および幹事は、別表第2に掲げるものをもって充て、第3条に規定する事項についての個々の実施項目について検討・協議をおこなう。

- 3 検討部会は、幹事のうち必要と認めるものをもって組織する。
- 4 幹事会、検討部会は、幹事長が必要に応じて召集する。

(庶務等)

第6条 委員会、幹事会および検討部会の庶務は、豊橋市都市計画部都市計画課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規約は平成 8 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は平成 15 年 2 月 12 日から施行する。

委員

別表第 1

機 関	所 属	備 考
豊橋技術科学大学	建設工学系教授	
国土交通省	名古屋国道事務所長	
中部地方整備局	東海幹線道路調査事務所長	
中部運輸局	企画振興部 企画課長	
愛知県	企画振興部 交通対策課長 建設部 都市計画課長 建設部 都市整備課長 建設部 道路維持課長 建設部 道路建設課長 東三河建設事務所 事業調整監 愛知県警察本部 交通規制課調査官 豊橋警察署 交通課長	
民間関係団体	東海旅客鉄道株式会社 豊橋駅長 名古屋鉄道株式会社 経営企画部長 豊橋鉄道株式会社 取締役 豊橋タクシー協会 会長	
豊橋市	助役 財務部長 企画部長 文化市民部長 福祉保健部長 環境部長 建設部長 都市計画部長	委員長

幹事

別表第2

機 関	所 属	備 考
国土交通省	名古屋国道事務所 工務課長	
中部地方整備局	東海幹線道路調査事務所 調査課長	
中部運輸局	愛知運輸支局 総務企画課長	
愛知県	企画振興部 交通対策課 課長補佐 建設部 都市計画課 課長補佐 建設部 都市整備課 課長補佐 建設部 道路維持課 課長補佐 建設部 道路建設課 課長補佐 東三河建設事務所 建設第一課長 愛知県警察本部 交通規制課 課長補佐 豊橋警察署 交通課 規制係長	
民間関係団体	東海旅客鉄道株式会社 豊橋駅首席助役 名古屋鉄道株式会社 経営企画部 課長 名古屋鉄道株式会社 東部支配人室 営業課長 豊橋鉄道株式会社 鉄軌道支配人室 運輸営業課長 豊橋鉄道株式会社 自動車支配人室 自動車営業課長 豊橋タクシー協会	
豊橋市	財政課長 企画課長 都心活性課長 安全生活課長 福祉保健課長 環境保全課長 道路維持課長 道路建設課長 都市計画課長	幹事長

豊橋市都市交通マスタープラン

平成 18 年 3 月



2006年
市制100周年
100th Anniversary Toyohashi City

つながり ひろがる 未来 豊橋

企画・編集・発行

豊橋市役所 都市計画部 都市計画課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL. 0532-51-2620

FAX. 0532-56-5108

E-mail toshikeikaku@city-toyohashi.jp

この冊子は、再生紙を使用しています。(古紙配合率 100%)